

船舶インシデント調査報告書

令和3年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和2年8月4日 13時47分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港第4区 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から真方位029°3.6海里付近 (概位 北緯35°03.7 東経136°50.2)
インシデントの概要	貨物船 ^{ドンミョン エース} DONGMYUNG ACEは、航行中、浅瀬に座洲した。
インシデント調査の経過	令和2年8月18日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 DONGMYUNG ACE（大韓民国籍）、2,121トン
船舶番号、船舶所有者等	9152325（IMO番号）DONGMYUNG SHIPPING CO., LTD.
乗組員等に関する情報	船長（大韓民国籍） 船長免状
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
インシデントの経過	本船は、船長ほか10人（大韓民国籍2人及びミャンマー連邦共和国籍8人）が乗り組み、船首を北に向けて左舷着けで揚げ荷役後、空船で京浜港に向けて岸壁を離れ、針路を反転し、南方に向けようと右転したところ、浅瀬（水深約2m）に座洲した。 本船の喫水は、船首約2.4m、船尾約3.9mであった。 本船は、上げ潮の中央期に、タグボートにより引き下ろされた。 船長は、針路を反転し、南方に向けようと右転する際に浅瀬から十分に離隔距離をとらなかったことで、浅瀬に近づいてしまったと本インシデント後に思った。
分析	本船は、船首を北に向けて左舷着けの状態から岸壁を離れ、針路を反転して南方に向けようと右転する際、浅瀬との離隔距離が十分でない中、右転したことから、浅瀬に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船首を北に向けて左舷着けの状態から岸壁を離れ、針路を反転して南方に向けようと右転する際、浅瀬との離隔距離が十分でない中、右転したため、浅瀬に座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・操船者は、離岸後に針路を反転するなど大きく変針する際は、自船の旋回距離等を考慮し、浅瀬からの離隔距離を十分にとって操

	船すること。
--	--------